

# 千葉県報

号外  
令和8年7月14日

## 主要目次

|                                          |   |
|------------------------------------------|---|
| ○ 条例                                     | 二 |
| ○ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例              | 二 |
| ○ 千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例   | 二 |
| ○ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例   | 三 |
| ○ 千葉県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例          | 五 |
| ○ 千葉県水道事業等及び造成土地管理事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 | 五 |

## 条例のあらまし

|                                                                                                     |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| ○ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十号）（人事課）                                                            |  |
| 一 改正の概要                                                                                             |  |
| 災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当及び異常な自然現象により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備等の作業等に係る特別救助等作業手当の額を引き上げることとした。（別表第二関係） |  |
| 二 施行期日等                                                                                             |  |
| 公布の日から施行し、令和八年四月一日から適用することとした。                                                                      |  |
| ○ 千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十一号）（市町村課）                                               |  |
| 一 改正の概要                                                                                             |  |
| 1 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法に基づく建築の許可等の事務について、当該許可等の対象とする建築物の範囲を拡大することとした。（別表第一号関係）                         |  |
| 2 旅券法等に基づく一般旅券の発給の申請の受理等の事務を東金市及び山武郡芝山町に移譲することとした。（別表第一号の二関係）                                       |  |
| 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。                                                                              |  |
| 二 施行期日等                                                                                             |  |
| 1 令和八年八月一日から施行することとした。ただし、一三については令和九年一月一日から、一四のうち、山武郡芝山町への移譲については同月四日、東金市への                         |  |

移譲については同月二十日から施行することとした。

2 所要の経過措置を設けることとした。

○ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（条例第二十二号）（子育て支援課）

### 一 改正の概要

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正により、理学療法士等であつて子育てに関する知識及び経験を有する者を保育所等に配置する保育士等とみなすことができることとされたこと等に伴い、次の条例について所要の改正を行うこととした。

1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

2 認定こども園の認定の要件を定める条例

3 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例

4 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

### 二 施行期日等

1 公布の日から施行することとした。

2 所要の経過措置を設けることとした。

○ 千葉県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（条例第二十三号）（保険指導課）

### 一 改正の概要

1 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令に規定する子ども・子育て支援納付金財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合を零と定めることとした。（第二条関係）

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。（第二条関係）

### 二 施行期日

公布の日から施行することとした。

○ 千葉県水道事業等及び造成土地管理事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十四号）（企業局）

### 一 改正の概要

1 題名を「千葉県水道事業等及び土地造成・管理事業の設置等に関する条例」に改めることとした。

2 造成土地管理事業を土地造成・管理事業に改め、事業内容に産業用地の造成及びこれに関連する施設の整備を行う事業を加えることとした。（第二条及び別表第四

|                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 報 告 書                                                                                                                                                                                                                                                                           |  | 令和8年7月14日（火曜日）                                                                                                                                                                                                                                                                  |  |
| 千 葉 県                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |
| 千 葉 県 条 例 第 二 十 号                                                                                                                                                                                                                                                               |  | 千 葉 県 知 事 熊 谷 俊 人                                                                                                                                                                                                                                                               |  |
| 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例                                                                                                                                                                                                                                                       |  | 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。                                                                                                                                                                                                                                              |  |
| 令和八年七月十四日                                                                                                                                                                                                                                                                       |  | 千 葉 県 知 事 熊 谷 俊 人                                                                                                                                                                                                                                                               |  |
| 千 葉 県 条 例 第 二 十 号                                                                                                                                                                                                                                                               |  | 千 葉 県 知 事 熊 谷 俊 人                                                                                                                                                                                                                                                               |  |
| 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例                                                                                                                                                                                                                                                       |  | 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。                                                                                                                                                                                                                                              |  |
| 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十五年千葉県条例第七号）の一部を次のように改正する。                                                                                                                                                                                                                                   |  | 千 葉 県 知 事 熊 谷 俊 人                                                                                                                                                                                                                                                               |  |
| 別表第二の九 災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当の項中「七一〇円」を「九五〇円」に、「一、〇八〇円」を「一、四四〇円」に改め、同表の十七 警察事務に従事する職員の特殊勤務手当の項(六) 特別救助等作業手当の目中「八四〇円」を「一、一二〇円」に、「一、〇八〇円」を「一、四四〇円」に改める。                                                                                                                             |  | 千 葉 県 知 事 熊 谷 俊 人                                                                                                                                                                                                                                                               |  |
| 附 則                                                                                                                                                                                                                                                                             |  | 千 葉 県 知 事 熊 谷 俊 人                                                                                                                                                                                                                                                               |  |
| (施行期日等)                                                                                                                                                                                                                                                                         |  | 千 葉 県 知 事 熊 谷 俊 人                                                                                                                                                                                                                                                               |  |
| 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和八年四月一日から適用する。                                                                                                                                                                                                          |  | 千 葉 県 知 事 熊 谷 俊 人                                                                                                                                                                                                                                                               |  |
| (特殊勤務手当の内払)                                                                                                                                                                                                                                                                     |  | 千 葉 県 知 事 熊 谷 俊 人                                                                                                                                                                                                                                                               |  |
| 2 改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定により、令和八年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた特殊勤務手当は、新条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。                                                                                                                                                                                  |  | 千 葉 県 知 事 熊 谷 俊 人                                                                                                                                                                                                                                                               |  |
| 千 葉 県 知 事 の 権 限 に 属 す る 事 務 の 処 理 の 特 例 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 を こ こ に 公 布 す る 。                                                                                                                                                                                       |  | 千 葉 県 知 事 熊 谷 俊 人                                                                                                                                                                                                                                                               |  |
| 令和八年七月十四日                                                                                                                                                                                                                                                                       |  | 千 葉 県 知 事 熊 谷 俊 人                                                                                                                                                                                                                                                               |  |
| 千 葉 県 条 例 第 二 十 一 号                                                                                                                                                                                                                                                             |  | 千 葉 県 知 事 熊 谷 俊 人                                                                                                                                                                                                                                                               |  |
| 千 葉 県 知 事 の 権 限 に 属 す る 事 務 の 処 理 の 特 例 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例                                                                                                                                                                                                         |  | 千 葉 県 知 事 の 権 限 に 属 す る 事 務 の 処 理 の 特 例 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例                                                                                                                                                                                                         |  |
| 千 葉 県 知 事 の 権 限 に 属 す る 事 務 の 処 理 の 特 例 に 関 す る 条 例 （平成十二年千葉県条例第一号）の一部を次のように改正する。                                                                                                                                                                                               |  | 千 葉 県 知 事 の 権 限 に 属 す る 事 務 の 処 理 の 特 例 に 関 す る 条 例 （平成十二年千葉県条例第一号）の一部を次のように改正する。                                                                                                                                                                                               |  |
| 第三条中「限る。）、」「を「限る。」並びに」に改め、「並びに同表第六十四号上欄に掲げる事務」を削る。                                                                                                                                                                                                                              |  | 第三条中「限る。）、」「を「限る。」並びに」に改め、「並びに同表第六十四号上欄に掲げる事務」を削る。                                                                                                                                                                                                                              |  |
| 別表第一号上欄イを削り、同欄ロ中「（建築基準法第六条第一項第四号に掲げる建築物に係るものに限る。）」を削り、同欄ロをイとし、同欄ハ中「（ロに掲げる事務に係るものに限る。）」を削り、同欄中ハをロとし、同欄ニ中「（ロに掲げる事務に係るものに限る。）」を削り、同欄中ニをハとし、同欄ホ中「（ロに掲げる事務に係るものに限る。）」を削り、同欄中ホをニとし、同表第一号の二下欄中「佐倉市」の下に「、東金市」を加え、「山武郡横芝光町」を「山武郡芝山町及び横芝光町」に改め、同表第六十号上欄中「（以下）」を「（昭和二十五年法律第二百一十号。以下）」に改める。 |  | 別表第一号上欄イを削り、同欄ロ中「（建築基準法第六条第一項第四号に掲げる建築物に係るものに限る。）」を削り、同欄ロをイとし、同欄ハ中「（ロに掲げる事務に係るものに限る。）」を削り、同欄中ハをロとし、同欄ニ中「（ロに掲げる事務に係るものに限る。）」を削り、同欄中ニをハとし、同欄ホ中「（ロに掲げる事務に係るものに限る。）」を削り、同欄中ホをニとし、同表第一号の二下欄中「佐倉市」の下に「、東金市」を加え、「山武郡横芝光町」を「山武郡芝山町及び横芝光町」に改め、同表第六十号上欄中「（以下）」を「（昭和二十五年法律第二百一十号。以下）」に改める。 |  |
| 附 則                                                                                                                                                                                                                                                                             |  | 附 則                                                                                                                                                                                                                                                                             |  |
| (施行期日)                                                                                                                                                                                                                                                                          |  | (施行期日)                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |
| 1 この条例は、令和八年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。                                                                                                                                                                                                                         |  | 1 この条例は、令和八年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。                                                                                                                                                                                                                         |  |
| 一 第三条の改正規定 令和九年一月一日                                                                                                                                                                                                                                                             |  | 一 第三条の改正規定 令和九年一月一日                                                                                                                                                                                                                                                             |  |
| 二 別表第一号の二の改正規定（「佐倉市」の下に「、東金市」を加える部分を除く。）及び附則第五項の規定 令和九年一月四日                                                                                                                                                                                                                     |  | 二 別表第一号の二の改正規定（「佐倉市」の下に「、東金市」を加える部分を除く。）及び附則第五項の規定 令和九年一月四日                                                                                                                                                                                                                     |  |
| 三 別表第一号の二の改正規定（「佐倉市」の下に「、東金市」を加える部分に限る。）及び附則第六項の規定 令和九年一月二十日                                                                                                                                                                                                                    |  | 三 別表第一号の二の改正規定（「佐倉市」の下に「、東金市」を加える部分に限る。）及び附則第六項の規定 令和九年一月二十日                                                                                                                                                                                                                    |  |
| (経過措置)                                                                                                                                                                                                                                                                          |  | (経過措置)                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |
| 2 この条例の施行の際改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表第一号上欄に掲げる事務に係る特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和五十三年法律第二十六号。以下「特措法」という。）の規定により知事がした処分で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においては同表第一号下欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における特措法の適用については、当該市町の長のした処分とみなす。                     |  | 2 この条例の施行の際改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表第一号上欄に掲げる事務に係る特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和五十三年法律第二十六号。以下「特措法」という。）の規定により知事がした処分で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においては同表第一号下欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における特措法の適用については、当該市町の長のした処分とみなす。                     |  |
| 3 施行日前に特措法の規定により知事に対してなされた申請に係る事務で、施行日以後においては新条例別表第一号下欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなるものについては、新条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。                                                                                                                                                           |  | 3 施行日前に特措法の規定により知事に対してなされた申請に係る事務で、施行日以後においては新条例別表第一号下欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなるものについては、新条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。                                                                                                                                                           |  |
| 4 前項の規定により知事がした処分は、当該処分後における特措法の適用については、新条例別表第一号下欄に掲げる市町の長のした処分とみなす。                                                                                                                                                                                                            |  | 4 前項の規定により知事がした処分は、当該処分後における特措法の適用については、新条例別表第一号下欄に掲げる市町の長のした処分とみなす。                                                                                                                                                                                                            |  |
| 5 附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日前に新条例別表第一号の二上欄に掲げる事務に係る法令（以下「法令」という。）の規定により知事に対してなされた申請その他                                                                                                                                                                                                 |  | 5 附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日前に新条例別表第一号の二上欄に掲げる事務に係る法令（以下「法令」という。）の規定により知事に対してなされた申請その他                                                                                                                                                                                                 |  |

の行為（同日前に法令の規定により知事に対してなされなければならない提出で、同日前になされていないものを含む。）に係る事務で、同日以後においては山武郡芝山町長が管理し、及び執行することとなるものについては、新条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。

6 附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（同日前に法令の規定により知事に対してなされなければならない提出で、同日前になされていないものを含む。）に係る事務で、同日以後においては東金市長が管理し、及び執行することとなるものについては、新条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年七月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県条例第二十二号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第一条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年千葉県条例第八十五号）の一部を次のように改正する。

第四十七条に次の一項を加える。

3 前項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（第六十八条第十五項に規定する心理担当職員をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある保育所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいい、附則第四条、第十一条又は第十二条の規定により保育士とみなされる者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第四条中「この条において」を削り、「一」を「一人」に改め、同条ただし書中「保育士」の下に「（同条第一項に規定する保育士をいい、同条第三項、附則第十一条又は附則第十二条の規定により保育士とみなされる者及び同項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）」を加える。

附則第十三条中「法第十八条の十八第一項の登録を受けた者をいい」を「第四十七条

第一項に規定する保育士をいい、同条第三項」に改め、「保育士の数（」を削り、「がない」を「がないもの」に、「ものをいう。」を「保育士の数」に改める。

附則中第十四条を第十五条とし、第十三条の次に次の一条を加える。

第十四条 第四十七条第三項及び附則第四条の規定により特定理学療法士等及び保健師等のいずれもが保育を行う場合には、当該保健師等が保育を行うに当たつて、当該保育所の保育士（同項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。  
（認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正）

第二条 認定こども園の認定の要件を定める条例（平成十八年千葉県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「主幹養護教諭」の下に「、主務養護教諭」を加える。  
附則第七項の表に次のように加える。

| 別表職員資格の項基準の欄第六号 | 別表職員資格の項基準の欄第一号の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者 | 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人心理療法及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに |
|-----------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                 |                                            |                                                                                                                                                                                                                                      |

|  |                                  |
|--|----------------------------------|
|  |                                  |
|  |                                  |
|  | 関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。） |

附則に次の一項を加える。

8 附則第六項及び別表職員資格の項基準の欄第六号の規定により保健師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該保健師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者（同号ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

別表職員配置の項第二号中「三十五人以下（満四歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子どもの学級にあつては、三十人以下）」を「三十人以下」に改め、同表職員資格の項に次の一号を加える。

六 第一号、第二号及び第四号の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、一人に限って、当該認定こども園に勤務する特定理学療法士等をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第三条 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年千葉県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「三十五人以下（満四歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子どもの学級にあつては、三十人以下）」を「三十人以下」に改める。

第六条第一項及び第三項の表の備考第一号中「指導保育教諭」の下に「主務保育教諭」を加え、同表の備考に次の一号を加える。

五 この表の備考の一の規定に定める者については、一人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、この表の備考の一の規定に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第六条第五項第二号中「主幹養護教諭」の下に「主務養護教諭」を加える。

第十四条第一項の表第六条第一項の項及び同条第二項中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改める。

附則第六条中「主幹養護教諭」の下に「主務養護教諭」を加える。

附則第九条中「前三条」を「第六条第三項の表の備考の五及び前三条」に、「第三条の表」を「同表」に、「小学校教諭等免許状所持者」を「特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者」に改める。

附則に次の一条を加える。

第十条 第六条第三項の表の備考の五及び附則第八条の規定により特定理学療法士等及び保健師等のいずれもが保育を行う場合には、当該保健師等が保育を行うに当たって同表の備考の一の規定に定める者（同表の備考の五ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第四条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（令和六年千葉県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第四項の見出しを削り、同項中「第六条第三項の規定」の下に「（満四歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）」を加え、同項を附則第六項とし、同項の前に見出しとして「（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）」を付し、同項の次に次の一項を加える。

7 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和十年三月三十一日までの間、第三条の規定による改正後の幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第六条第三項の規定（満三歳以上満四歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、第三条の規定による改正前の幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第六条第三項の規定（満三歳以上満四歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附則第三項の見出しを削り、同項中「当分」を「令和十年三月三十一日まで」に改め、「第一号の規定」の下に「（満三歳以上満四歳未満の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。）」を加え、同項を附則第四項とし、同項の前に見出しとして「（認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正に伴う経過措置）」を付し、同項の次に次の一項を加える。

5 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第二条の規定による改正後の認定

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                              |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| <p>こども園の認定の要件を定める条例別表職員配置の項基準の欄第一号の規定（満四歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、第二条の規定による改正前の認定こども園の認定の要件を定める条例別表職員配置の項基準の欄第一号の規定（満四歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p> <p>附則 第二項の見出しを削り、同項中「当分」を「令和十年三月三十一日まで」に改め、「第四十七条第二項の規定」の下に「（満三歳以上満四歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」を加え、同項の前に見出しとして「（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）」を付し、同項の次に次の一項を加える。</p> <p>3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第一条の規定による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第四十七条第二項の規定（満四歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、第一条の規定による改正前の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第四十七条第二項の規定（満四歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>（認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の際現に存する認定こども園における一学級の子どもの数については、第二条の規定による改正後の認定こども園の認定の要件を定める条例別表職員配置の項基準の欄第二号の規定にかかわらず、令和十四年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。</p> <p>（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>3 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における一学級の園児数については、第三条の規定による改正後の幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第五条第二項の規定にかかわらず、令和十四年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。</p> <p>千葉県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。</p> <p>令和八年七月十四日</p> |                                                              |
| 千葉県条例第二十三号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 千葉県知事 熊谷 俊人                                                  |
| 千葉県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                              |
| 千葉県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成二十年千葉県条例第一号）の一部を次のように改正する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                              |
| 第二条中「財政安定化基金拠出率」を「基礎財政安定化基金拠出率」に改め、「割合」の下に「及び同項に規定する子ども・子育て支援納付金財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合」を加える。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                              |
| 附 則                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                              |
| この条例は、公布の日から施行する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                              |
| 千葉県水道事業等及び造成土地管理事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                              |
| 令和八年七月十四日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 千葉県知事 熊谷 俊人                                                  |
| 千葉県条例第二十四号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                              |
| 千葉県水道事業等及び造成土地管理事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                              |
| 例                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                              |
| 千葉県水道事業等及び造成土地管理事業の設置等に関する条例（昭和四十一年千葉県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                              |
| 題名を次のように改める。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                              |
| 千葉県水道事業等及び土地造成・管理事業の設置等に関する条例                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                              |
| 第一条中「造成土地管理事業」を「土地造成・管理事業」に改める。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                              |
| 第二条第一項第四号中「造成土地管理事業」を「土地造成・管理事業」に改め、同条第八項を次のように改める。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                              |
| 8 第一項の規定により設置された土地造成・管理事業（以下「土地造成・管理事業」という。）として行う事業は、次の各号に掲げるとおりとする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                              |
| 一 産業用地の造成及びこれに関連する施設の整備を行う事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                              |
| 二 土地及び施設の譲渡、貸付け又は管理を行う事業並びにこれらに関連する事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                              |
| 第二条第九項、第三条、第四条第一項、第八条並びに第九条第一項及び第二項第三号中「造成土地管理事業」を「土地造成・管理事業」に改める。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                              |
| 別表第四を次のように改める。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                              |
| 別表第四（第二条第九項）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                              |
| 事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 事業区域                                                         |
| 一 第二条                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、成田市、習志野市、柏市、鎌ヶ谷市、君津市、袖ヶ浦市、印西市、白井市、富里市、香 |
| 第八項第                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                              |

|                   |                                                                                                                                               |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一号に掲げる事業          | 取市及び山武市並びに印旛郡栄町、香取郡神崎町及び多古町並びに山武郡芝山町及び横芝光町の各一部の区域                                                                                             |
| 二 第二条第八項第二号に掲げる事業 | 千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、成田市、習志野市、柏市、勝浦市、市原市、流山市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、袖ヶ浦市、印西市、白井市、富里市、香取市、山武市及びいすみ市並びに印旛郡栄町、香取郡神崎町及び多古町、山武郡芝山町及び横芝光町並びに夷隅郡御宿町の各一部の区域 |

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（千葉県水道事業給水条例及び千葉県水道用水供給条例の一部改正）

2 次に掲げる条例の規定中「千葉県水道事業等及び造成土地管理事業の設置等に関する条例」を「千葉県水道事業等及び土地造成・管理事業の設置等に関する条例」に改める。

一 千葉県水道事業給水条例（昭和三十六年千葉県条例第四十六号）第一条

二 千葉県水道用水供給条例（令和七年千葉県条例第二十九号）第一条

（千葉県臨海地域公共緑地管理基金条例の一部改正）

3 千葉県臨海地域公共緑地管理基金条例（昭和四十六年千葉県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「千葉県水道事業等及び造成土地管理事業の設置等に関する条例」を「千葉県水道事業等及び土地造成・管理事業の設置等に関する条例」に、「造成土地管理事業（以下「造成土地管理事業」を「土地造成・管理事業（以下「土地造成・管理事業」に改める。

第二条中「造成土地管理事業」を「土地造成・管理事業」に、「土地管理会計」を「土地造成・管理会計」に改める。

第五条中「土地管理会計」を「土地造成・管理会計」に改める。

（千葉県幕張新都心地下駐車場条例の一部改正）

4 千葉県幕張新都心地下駐車場条例（平成元年千葉県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「千葉県水道事業等及び造成土地管理事業の設置等に関する条例」を「千葉県水道事業等及び土地造成・管理事業の設置等に関する条例」に、「造成土地管理事業に」を「土地造成・管理事業に」に改める。

購読料 本号 一部 一八円

発 行 者 千葉市中央区市場町一番一号

購読申込先

千 葉 県  
〇四三（二二三）二六五八